

[別紙1]

米子鬼太郎空港国際線受入体制整備補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (令和4年12月28日(水)まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則10日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書提出後、額の確定通知を郵送しますので、その後口座振込依頼書の提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部 中山間・地域交通局 地域交通政策課
鳥取市東町1丁目220番地
0857-26-7100、7641 koutsuuseisaku@pref.tottori.jp